

(経済産業省生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1 経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の変更

平成28年1月以降に実施する経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「調査対象の範囲」及び「集計事項」を以下のとおり変更することとしている。

(1) 調査対象の範囲①

紙おむつを生産する全ての事業所を対象とした調査票「紙おむつ月報」を新設する。

(審査結果)

近年、急速な高齢化を背景とした大人用紙おむつの需要や、アジアを中心とした新興国における日本製の乳幼児用紙おむつの需要が高まる中、その年間出荷額は、近年経常的に2,000億円程度の規模があることが判明した。

これは、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（平成25年6月経済産業省。以下「統一基準」という。）で定めた「年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。」に該当している。これを踏まえ、実査の可能性や行政ニーズ等も勘案し、紙おむつを調査品目として採用するものである。

これについては、統一基準にのっとりた新規の調査品目の採用であることから、おおむね適当であると考えるが、調査品目を適確に把握するための調査票の設計等が適切なものとなっているか検討する必要がある。

(参考) 経済産業省生産動態統計調査における統一基準（平成25年6月経済産業省）（抄）

1. 調査欄及び調査項目

(1) 製品欄

③ 調査品目

iii 年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品は品目として採用する。

(論点)

- 1 今回追加される調査品目「紙おむつ」を生産している事業所の数はどれほどか。また、それら全てが今回の調査対象（報告者）となるのか。
- 2 今回追加される調査票について、全ての報告者が適切に記入できるものとなっているか。
- 3 今回、新たに調査票を追加して把握することとしているが、既存の調査票に調査品目を追加することで対応することはできないか。
- 4 「紙おむつ」以外で、調査品目として新たに採用する要件に該当する（又は該当し得る）ものはあるか。また、調査品目の追加に当たり、定期的に年間出荷額等のデータを確認するといった確立された方法はあるか。

(2) 調査対象の範囲②

調査票「有機薬品及び写真感光材料月報」の調査品目のうち、無水酢酸、トリクロルエチレン及びメラミンを削除する。

(審査結果)

現在、当該3品目の年間出荷額はそれぞれ100億円前後を推移しているものの、これらを生産する事業所が3事業所未満のため、調査結果について秘匿措置が採られており、この状況が数年間継続している。これは、統一基準における見直し基準にある「年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。」に該当している。これを踏まえ、調査品目から削除するものである。

これについては、報告者負担軽減に資するものであり、おおむね適当であると考え、当該調査品目の削除による影響について確認する必要がある。

(参考) 経済産業省生産動態統計調査における統一基準(平成25年6月経済産業省)(抄)

1. 調査欄及び調査項目

(1) 製品欄

③ 調査品目

- i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。(略)
- ii 年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。

(論点)

- 1 当該3品目について、削除することによる問題はないか(加工統計への影響といった観点を含む)。
- 2 当該3品目について、他の調査品目と統合することにより、引き続き調査を行うことは可能か(統合した項目を調査する意義の観点を含む)。
- 3 今回削除される調査品目以外に、削除対象となるような調査品目はあるか。また、調査品目の削除に当たり、定期的に年間出荷額等のデータを確認するといった確立された方法はあるか。

(3) 集計事項

集計事項について、調査計画に集計様式の全てを個別に付す形式から、集計事項の一覧表を付す形式に変更する。

(審査結果)

本調査は、約190種類に及ぶ膨大な集計表様式があるが、調査計画に集計表様式を全て付す従前の形式では、集計内容の一覧性がなかった。

今回、本調査における集計事項について、横断的な把握を容易にするため、集計事項の一覧表を付す形式に変更するものである。

これについては、調査実施者、統計利用者及び統計委員会のそれぞれの立場において有益と考えられることから、おおむね適当であると考え。

(論点)

- 1 今回想定されている集計事項の一覧表に、更に追加する必要があるものはあるか。

(4) その他

経済産業省直轄調査分の調査票提出部数について、調査票「機械器具月報」のみ二部としていたものを、一部に変更する。

(審査結果)

これについては、報告者負担の軽減に資することから適当であると考ええる。

2 統計委員会諮問第51号の答申（平成25年7月26日付け府統委第94号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第51号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

ア 裾切り基準の検討

現在、経済産業省生産動態統計調査で行われている「裾切り」について、次回以降の対象範囲の見直しに当たっては、その項目に占める割合の大きい事業所を調査対象として漏らさないようにするため、例えば従業員数だけでなく、生産額や出荷額、母集団の大きさ等、重要と考えられる項目についても考慮する仕組みの導入を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、鉱工業指数、産業連関表及び国民経済計算で使われていることを踏まえ、小規模対象事業所の分析を担保できるようにするために、例えば対象事業所数が少ない品目については、裾切り対象にしない、あるいは下限を設定することなどについて、利用者側である加工統計作成者の意見も聴いた上で、検討する必要がある。

(注) 統計調査における「裾切り」とは、従事者数等を基準とし、一定規模以下の事業所等を調査対象から除外することをいう。

イ 一部調査事項の一般統計調査への移行

「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」を基幹統計調査から一般統計調査へ移行するに当たっては、既存の移行状況等を踏まえ、慎重に検討するとともに、そのまま形式的に移行するのではなく、報告者の負担軽減に十分配慮する必要がある。

(審査結果)

<ア関係>

経済産業省は、現時点において、対象範囲の見直しを具体的に検討している調査品目はないとしているものの、統一基準に追記するかたちで本検討課題に対応しようとしており、それが適切か確認する必要がある。

<イ関係>

経済産業省は、現時点において、本検討課題に該当する事案が発生する見込みはないとしている。

(論点)

- 1 検討課題「ア」について、今後、本検討課題に係る変更が行われる予定はあるか。
- 2 検討課題「ア」について、統一基準に追記するとしているが、どのようなものであり、それが本検討課題への対応となっているか。
- 3 検討課題「イ」について、今後、本検討課題に係る変更が行われる予定はあるか。

3 その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）の別紙において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。

上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

(審査結果)

オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあり、第Ⅱ期基本計画における指摘事項も踏まえ、より一層の推進が求められている。

このような中で、本調査におけるオンライン調査の利用率は、50%前後で漸増傾向にあり、その利用が報告者の自由選択の結果であることも考慮すると、おおむね適当であると考ええる。

ただし、本調査が反復継続的に実施される月次調査であることを考慮すれば、オンライン利用率が相対的に低調な調査業種について重点的に利用を奨めるなど、利用率の向上の余地はあると考えられる。

(論点)

- 1 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）は、調査票や調査系統ごとでどのようになっているか。
- 2 オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきており、その効果などはどのようなものであったか。また、今後、オンライン利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(以上)